

## Q & A

### Q 1 宣誓制度を利用するにあたって費用はかかりますか。

A 1 費用は発生しません。ただし、住民票の写し等、宣誓時に提出の必要がある書類の発行手数料は自己負担となります。また、公正証書等受領証の交付を希望される場合、公正証書等の作成費用は自己負担となります。

### Q 2 宣誓には事前予約が必要ですか。

A 2 宣誓希望日の原則 1 週間前までに予約が必要です。電話、メール等でご連絡いただきましたら、宣誓日時・場所を調整いたします。

- 連絡先：三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課 男女共同参画班
- 電話番号：059-224-2225
- Eメール：[iris@pref.mie.lg.jp](mailto:iris@pref.mie.lg.jp)

※メール送信時には、希望日・時間（複数日時）、宣誓されるお二人のお名前をご記載ください。

- 予約受付時間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）9時から17時まで  
※予約を希望される日時がすでに埋まっているなど、ご希望に添えない場合がありますので、希望日時は複数ご準備ください。

### Q 3 三重県パートナーシップ宣誓制度と婚姻はどう違うのですか。

A 3 結婚は法律行為であり、法に定める婚姻を行うと民法上の親族となり、扶養義務や相続権など様々な法律上の権利や義務が発生します。一方、三重県パートナーシップ宣誓制度は、法的効力が発生するものではありませんが、お二人が人生のパートナーとして日常生活において協力しあうことを宣誓されたことを証することにより、県民として安心して暮らせるよう、お互いに支え合い歩まれることを期待するものです。

なお、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

### Q 4 パートナーシップ宣誓制度で利用できるサービスはありますか。

A 4 行政サービスでは、公営住宅の入居申し込みや医療機関での家族同様の面会等、身体障がい者等に対する自動車税の減免、犯罪被害者等見舞金の給付申請などで利用できます。また、民間サービスでは、不動産賃貸への入居や医療機関で利用できる場合があるほか、銀行における住宅ローンで配偶者と同様の取扱いや、生命保険の受取人にパートナーを指定できる場合などがあります。（詳しくは利用できるサービス一覧をご確認ください）

**Q 5 サービスを利用する際に受領証の提示は必要ですか。**

A 5 利用できるサービスには、受領証の提示や写しの提出が必要なサービスもあれば、不要なサービスもありますので、詳しくは、県や市町、各機関や事業者あてにお問い合わせください。

**Q 6 宣誓できるのは同性カップルだけですか。**

A 6 同性カップルに限らず、一方又は双方が性的少数者の方で、宣誓要件を満たしていれば、宣誓することができます。

**Q 7 成年とは何歳以上のことですか。**

A 7 現時点では20歳以上ですが、民法改正により令和4年（2022年）4月1日から「満18歳以上」になります。

**Q 8 事実婚の二人は宣誓することができますか。**

A 8 同性カップルなど性的指向又は性自認を理由に人生を共にしたい人と暮らすうえで、生きづらさを感じている方々（一方又は双方が性的少数者の方々）を対象としているため、事実婚は対象外です。

**Q 9 県内に住んでいないと宣誓をすることはできませんか。**

A 9 いずれか一方が県内に住所を有しているか、または県内への転入を予定している場合は宣誓できます。

**Q 10 同居している必要はありますか。**

A 10 いずれか一方が県内に住所を有すること（転入予定を含む）を要件としていますので、お二人が同居していなくても宣誓することができます。ただし、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力しあうことを約束した関係である必要があります。

**Q 11 外国籍でもパートナーシップの宣誓はできますか。**

A 11 外国籍の方も、いずれか一方が県内に住所を有しているか、または県内へ転入を予定している方であれば宣誓できます。外国籍の方は、住民票の写しの他、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（6か月以内に発行されたもの）など、独身であることを証明できる書類に日本語訳を添えてご提出ください。

**Q12 養子縁組をしている場合でも宣誓できますか。**

A12 宣誓しようとしているお二人が養子縁組をしている場合は宣誓できます。

**Q13 宣誓は二人で行かないといけませんか。**

A13 本人確認とお二人の意思を確認させていただきますので、必ずお二人でお越しください。

**Q14 郵送やメールでの宣誓はできますか。**

A14 郵送やメールでの宣誓は行っておりません。本人確認とお二人の意思を確認させていただきますので、必ずお二人でお越しください。

**Q15 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか。**

A15 代理の宣誓はできません。必ず、宣誓者のお二人でお越しください。なお、宣誓書に自署していただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、お二人の立ち合いのもと、ほかの方による代筆は可能です。

**Q16 プライバシーは守られますか。**

A16 宣誓者のプライバシーを確保するため、個室スペースで宣誓を行っていただくこととしております。県職員が宣誓に立ち合いますが、宣誓の際に提出される必要書類や記載内容等の個人情報について守秘義務が課されていますのでご安心ください。

**Q17 受領証はいつ交付されますか。**

A17 提出書類に不備がなく、要件が確認でき次第、即日交付します。

**Q18 受領証に有効期限はありますか。**

A18 本制度は、県として宣誓書を受領した事実を証明するものであり、また法的効力を有するものではないので、受領証自体に有効期限はありません。  
ただし、宣誓書の内容に虚偽があったとき、宣誓できない事由が発生したときなど、宣誓が無効になったときはその限りではありません。

**Q19 宣誓書は何年間保存されますか。**

A19 30年間です。

**Q20 どの公証役場でも公正証書の作成や認証をしてもらえるのですか。**

A20 公正証書等の作成は、県内の公証役場だけではなく、全国の公証役場で作成や認証ができます。

**Q21 宣誓認証、私文書認証とはどのようなことですか。**

A21 宣誓認証とは、公証人が作成者の署名、署名押印または記名押印のある私文書に認証を与える場合、当事者が公証人の目の前でその証書の記載が真実であることを宣誓した上、証書に署名若しくは押印し、又は証書の署名若しくは押印を自認したときは、その旨を記載して認証することです。

私文書認証は、署名、署名押印または記名押印の真正を公証人が証明することです。詳しくは公証役場へお問い合わせください。

**Q22 県外に転出する場合、受領証を返還する必要がありますか。**

A22 お二人とも転出する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届とともに受領証等を返還してください。ただし、転勤又は親族の疾病その他やむを得ない事情により、一時的に県外へ住所を移動する場合を除きます。

**Q23 パートナーシップを解消した場合、受領証を返還する必要がありますか。**

A23 パートナーシップ宣誓書受領証等返還届とともに受領証等を返還してください。

**Q24 成りすましや偽造等の悪用をされませんか。**

A24 県が宣誓を受ける際には、住民票の写し、独身であることを証明する書類と本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。なお、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とし、宣誓書受領証等の返還を求めるとともに、無効にした宣誓書等受領証の交付番号を県ホームページで公表します。